

【ごみ収集運搬業務の従来の方針】

【検討委員会会議資料】

- 1 ごみ収集運搬業の委託業者には、一般廃棄物処理業（法第7条関係：収集運搬、処分）の許可を与えないこと。
- 2 可燃ごみ及び不燃ごみ並びにプラスチック製容器包装の収集運搬業務の収集区域は、旧市郡区域を基本とすること。
- 3 可燃ごみ及び不燃ごみ並びにプラスチック製容器包装の収集運搬業務を一括して委託すること。

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）では、各家庭から集積所に出された可燃ごみ及び不燃ごみ並びにプラスチック製容器包装の収集運搬は、委託制度で行っています。

委託制度とは、廃棄物処理法により市が行うとされている一般廃棄物の収集及び運搬を、業者に委託をして行う制度で、センターから収集運搬委託料を業者に支払っています。

事業所の可燃ごみの収集運搬については、許可制度により行っています。

許可制度とは、各事業所が自社のごみの収集運搬をセンターが許可した業者（以下「許可業者」という。）に発注され、許可業者がセンターの焼却施設であるクリスタルプラザ又は伊香クリーンプラザへ運搬します。したがって、事業所が許可業者に収集運搬に係る料金を支払い、許可業者はセンターに処分料金（10 kgごとに130円）を支払います。

センターでは、委託業者は、許可業者としない方針としています。これは、委託業務と許可業務を同一の業者が行うと、許可業者として契約した事業所の可燃ごみを家庭から集積所に排出されたごみに混入させて、センターの焼却施設に搬入されることが危惧されるからです。事実、他の自治体では、このような違法行為が発生しており、最近では、滋賀県内でも、委託業者が契約先の事業所のごみを、家庭からのごみとして処理し、処理費を当該市に負担させていた事件が発覚しました。同市では、業者に対して刑事告発と併せて、8,989万円の損害賠償請求訴訟を起こすと報道されています。

委託業者が許可業務を行うことができる市では、例えば午前中に委託業務の収集運搬に使った車両や人員を、午後から許可業務にあてることが可能となり、委託金額の積算において経費削減ができますが、センターとしては、事業系可燃ごみが家庭ごみに混入されるリスク回避には、現行の方針を堅持することが好ましいと考えています。また、このような違法行為を防止するため、近年、委託業者を許可業者としていない方針とされる市もあります。